

## 東大和市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

(平成16年9月7日市長決裁)

### (趣旨)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）第74条第2項、第78条の4第2項、第81条第2項、第88条第2項、第97条第3項、第115条の4第2項、第115条の14第2項、第115条の24第2項、第115条の45第1項第1号及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第110条第2項の規定により定められた基準、指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針（平成27年4月30日厚生労働省老健局振興課老人保健課長高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知）第4、19（1）、東大和市における指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成28年3月15日市長決裁）並びに東大和市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則（平成29年規則第42号）の規定による事故が発生した場合の介護保険事業者（以下「事業者」という。）から東大和市（以下「市」という。）への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

### (目的)

第2条 この要領は、事業者による介護サービスの提供に関して事故が発生した場合に、速やかに事業者から市に対して報告を行わせることで、事故原因の分析及び再発防止に資することを目的とする。

### (事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、原則として次のとおりとし、事業者側の責任又は過失の有無に関わらず報告するものとする。

(1) 介護サービスの提供（送迎又は通院等の付添も含む。）による介護サービス利用者（以下「利用者」という。）の死亡

ア 24時間以内の死亡

イ 利用者が、事故によるけが等が原因で、後日、死亡に至った場合

- ウ 利用者が、病気等により死亡した場合で、死亡原因等に疑義が生じる可能性があるとき
- (2) 介護サービスの提供（送迎又は通院等も含む。）により発生した利用者のけが等で次に掲げるもの
- ア 骨折、創傷、誤嚥、異食、誤与薬等のうち、医療機関において治療（施設内における医療措置を含む。）又は入院したもの（ただし、擦過傷や打撲などであって軽微な治療で済み、施設管理者が報告の必要を認めないものを除く。）
- (3) 利用者の感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める感染症のうち、1類から5類感染症（ただし、5類の定点把握を除く。）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症をいう。）、食中毒又は疥癬<sup>かいせん</sup>その他特に報告が必要と求められたもの
- (4) 利用者の保有する財物の損壊、滅失等
- (5) 従業員の法令違反、不祥事等により利用者の処遇に影響があるもの
- (6) その他震災、風水害及び火災その他これらに類する災害により、介護サービスの提供に影響するもの
- (7) 前各号に定められるもののほか、市から特に報告を求められたもの

（報告の対象者）

第4条 報告の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 施設又は事業所の所在地が市の区域内の場合 全ての利用者又は入所者
- (2) 施設又は事業所の所在地が市の区域外である場合 市の住民基本台帳に登録されている利用者又は入所者（住所地特例者を含む。）

（報告事項）

第5条 報告事項は、別表（第5条関係）のとおりとする。

（報告の手順）

第6条 報告は、以下のとおりとする。

(1) 第一報

ア 事故が発生した場合は、5日以内に介護保険事業者事故報告書（第1号様式）を提出する。この場合において、別紙感染症、食中毒又は疥癬<sup>かいせん</sup>以外の欄1から7までの事項（次号ウの規定により最終報告を省略する場合は、同欄1から10までの事項とする。）は、必ず同様式に記載するものとする。

イ 緊急性の高い事故又は重大な事故の場合は、電話その他の手段で直ちに報告を

行い、その後アによる報告を行うものとする。

ウ ア及びイの報告に併せて、家族、居宅介護支援事業所その他関係者にも報告を行い、速やかに事実関係の周知を図ること。この場合において、居宅介護支援事業所に対しては、アに準じた内容で報告を行うように努めること。

## (2) 途中経過及び最終報告

ア 前号に規定する第一報を行った後、おおむね1月以内に介護保険事業者事故報告書により途中経過報告を行うこと。

イ 事故対応が完結した場合は、介護保険事業者事故報告書により最終報告を行うこと。

ウ 前号に規定する第一報において事故対応が完結している場合は、アによる途中経過報告及びイによる最終報告を省略することができるものとし、同号に規定する第一報を行った後、おおむね1月以内に事故対応が完結した場合は、アによる途中経過報告を省略することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発生した事故が感染症、食中毒又は疥癬<sup>かいせん</sup>である場合には、介護保険事業者事故報告書（感染症又は食中毒、疥癬<sup>かいせん</sup>）（第2号様式）により報告するものとする。

3 前項の報告の手順については、第1項の規定を準用する。この場合において、同項第1号アの規定中「感染症、食中毒又は疥癬<sup>かいせん</sup>以外の欄1から7まで」とあるのは「感染症、食中毒又は疥癬<sup>かいせん</sup>の欄1から3まで」とし、「同欄1から10まで」とあるのは「同欄1から4まで」とする。

(対応)

第7条 市は、報告を受けた場合、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、介護保険の保険者として必要な対応を行うものとする。

2 市長は、事故報告の対象者が市の被保険者以外の者である場合は、他の保険者、東京都、国民健康保険団体連合会等と連携を図るものとする。

附 則（平成16年9月7日市長決裁）

この要領は、平成16年9月7日から施行する。

附 則（平成19年9月27日市長決裁）

この要領は、平成19年9月27日から施行する。

附 則（平成21年6月8日市長決裁）

この要領は、平成21年6月8日から施行する。

附 則（平成26年7月1日市長決裁）

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日市長決裁）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日市長決裁）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日市長決裁）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 当分の間、改正前の様式による用紙については、所要の修正を加えなお使用することができる。

別表（第5条関係）

感染症、食中毒又は疥癬以外	感染症、食中毒又は疥癬の場合
<p>1 提出日</p> <p>2 事故状況</p> <p>（1）事故状況の程度</p> <p>（2）死亡に至った場合死亡年月日</p> <p>3 事業所の概要</p> <p>（1）法人名</p> <p>（2）事業所（施設）名</p> <p>（3）事業所番号</p> <p>（4）責任者名</p> <p>（5）事業所所在地</p> <p>（6）サービス種別</p> <p>（7）連絡先</p> <p>4 対象者</p> <p>（1）氏名、年齢、性別</p> <p>（2）サービス提供開始日</p> <p>（3）保険者</p> <p>（4）被保険者番号</p> <p>（5）住所</p> <p>（6）身体状況</p> <p>ア 要介護度</p> <p>イ 認知症高齢者日常生活自立度</p> <p>5 事故の概要</p> <p>（1）発生日時</p> <p>（2）発生場所</p> <p>（3）事故の種別</p> <p>（4）発生時状況、事故内容の詳細</p> <p>（5）その他、特記すべき事項</p> <p>6 事故発生時の対応</p> <p>（1）発生時の対応</p> <p>（2）受診方法</p> <p>（3）受診先</p>	<p>1 提出日</p> <p>2 事業所の概要</p> <p>（1）法人名</p> <p>（2）事業所（施設）名</p> <p>（3）事業所番号</p> <p>（4）責任者名</p> <p>（5）事業所所在地</p> <p>（6）サービス種別</p> <p>（7）連絡先</p> <p>（8）入所者人数・利用者数</p> <p>（9）職員数</p> <p>3 感染症等発生の状況</p> <p>（1）最初に患者が発生した日</p> <p>（2）感染症等の名称</p> <p>（3）報告理由</p> <p>（4）発生状況</p> <p>（5）発症者の主な症状</p> <p>（6）保健所への報告</p> <p>4 終息時の報告</p> <p>（1）当該感染症等が終息した日</p> <p>（2）発生状況（発生時報告提出時以降のもの）</p> <p>（3）発症者の一覧</p> <p>（4）当該感染症等による死亡者の有無</p> <p>（5）これまでの問題点及び経過、今後の改善策</p>

感染症、食中毒又は疥癬以外	感染症、食中毒又は疥癬の場合
<p>ア 医療機関名</p> <p>イ 連絡先（電話番号）</p> <p>(4) 診断名</p> <p>(5) 診断内容</p> <p>(6) 検査、処置等の概要</p> <p>7 事故発生後の状況</p> <p>(1) 利用者の状況</p> <p>(2) 家族等への報告</p> <p>ア 報告した家族等の続柄</p> <p>イ 報告年月日</p> <p>ウ 説明の内容及び家族の反応</p> <p>(3) 連絡した関係機関（連絡した場合のみ）</p> <p>(4) 本人、家族、関係先等への追加対応予定</p> <p>(5) 損害賠償等の状況</p> <p>(6) 完結するまでの期間・理由等</p> <p>8 事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因の分析）</p> <p>9 再発防止策（手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等）</p> <p>10 その他、特記すべき事項</p>	